

1. 現 富良野市男女共同参画推進計画の評価等

富良野市では、平成 21 年 5 月に、平成 21 年度より平成 30 年度までの 10 年間の取組みの方向性を示すため、富良野市男女共同参画推進計画を策定し、さまざまな取り組みを進めてきました。

今回、次期計画を策定するにあたり、現推進計画について総括を行い、次期計画に向けた課題の改善及び整理を図ります。

1. 現計画の基本理念

計画の基本となる考え方で、男女共同参画社会基本法により明文化されている次の 5 つの理念を基に計画の推進を図ってきました。

- ① 男女の人権の尊重～個人としての尊厳を重んじ、男女の差別をなくし、男性も女性も一人の人間として能力を発揮できる機会の確保。
- ② 社会における制度又は慣行についての配慮～固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるよう、社会の制度や慣行のあり方を考える。
- ③ 政策などの立案及び決定への共同参画～男女が、社会の対等なパートナーとして、いろいろな方針の決定に参画できる機会の確保。
- ④ 家庭生活における活動と他の活動の両立～男女が対等な家族の構成員として、互いに協力し、社会の支援も受け、家族としての役割を果たしながら、仕事をしたり、学習したり、地域活動ができるようにすること。
- ⑤ 国際的協調～他の国々や国際機関とも相互に協力して取り組むこと。

この理念をもとに、3つの目標、11の視点で20項目、27の取組みを進めてきました。この取り組みについては推進計画に記載した内容となっておりますが、計画の最終年度にあたり、各項目について検証を行い、次期計画のための参考といたします。

各項目についての実施内容、各担当課での検証結果については別紙のとおりです。

2. 次期 富良野市男女共同参画基本計画の策定にあたって

(1) 計画の概要（策定方針）

①計画策定の趣旨

富良野市男女共同参画推進計画の策定より10年が経過し、社会的には少子高齢化の急速な進展、人口の減少といった社会情勢が変化する中で、将来的展望、課題を踏まえ次期計画を策定します。

- ・富良野市男女共同参画推進計画（現行計画）をベースとします。（推進計画を主体とした計画策定）
- ・現行計画に基づく推進方針などは、継続して行う事業、見直しが必要な事業の整理を行い、将来的な展望を踏まえ見直しを行います。
- ・北海道の第3次男女平等参画基本計画に盛り込まれている視点のうち、富良野市として計画に盛り込むべき項目について検討します。
- ・女性活躍推進法で求められている推進計画について、富良野市男女共同参画推進計画を位置づけ、計画に盛り込むことにより、一体的な管理を行います。
- ・新たに問題となっている視点（防災・災害復興、貧困問題など）にも配慮します。

②基本理念

前計画における5つの基本理念については、国の男女共同参画社会基本法にも明記されていることから、次期計画についてもこれを引き継いだものとします。

- ③策定にあたっては、市の各担当部署との協議を行い、男女共同参画推進委員会でのご意見を頂きながら策定作業をすすめます。